

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 4月24日

【会社名】 パナソニック株式会社

【英訳名】 Panasonic Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 津 賀 一 宏

【本店の所在の場所】 大阪府門真市大字門真1006番地

【電話番号】 大阪 (06) 6908-1121

【事務連絡者氏名】 経理・財務部 部長 井 垣 誠 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 5 番 1 号 (パナソニック東京汐留ビル)

パナソニック株式会社 渉外本部

【電話番号】 東京 (03) 3437-1121

【事務連絡者氏名】 企画業務部 部長 松 下 和 宏

【縦覧に供する場所】 パナソニック株式会社 渉外本部  
(東京都港区東新橋一丁目 5 番 1 号 (パナソニック東京汐留ビル))  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成28年12月20日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、パナホーム株式会社（以下「パナホーム」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日付でパナホームとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、平成28年12月20日付で臨時報告書を提出いたしました。

このたび、当社は、パナホームの普通株式の全て（但し、当社が所有するパナホーム株式及びパナホームが所有する自己株式を除きます。）を取得し、パナホームを当社の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本完全子会社化取引」）のスキームを変更し、当該取引の一環として、平成29年4月28日を公開買付開始日として公開買付け（以下「本公開買付け」）を実施することとなったため、平成29年4月21日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び本株式交換契約を合意解約することを決議し、同日パナホームとの間で本株式交換契約を合意解約しておりますので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正箇所】

当該臨時報告書の全範囲。

## 3【訂正内容】

当社及びパナホームは、本完全子会社化取引のスキームを変更し、当該取引の一環として、本公開買付けを実施することとなったため、平成29年4月21日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び本株式交換契約を合意解約することを決議し、同日、両社間で本株式交換契約を合意解約しております。そのため、平成29年12月20日付で提出いたしました臨時報告書を取り下げるものといたしました。なお、当社は、上記決議に従い、パナホーム単体又はパナホームとその子会社を含めた全体の業務、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフローの状況若しくは収益計画に関する重大な悪影響を生じさせる事象その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事象が発生又は発覚していないこと、パナホームの取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、パナホームの株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が適法かつ有効に行われ、これが変更又は撤回されていないこと、本公開買付けの開始を禁止し、又は制限することを求める裁判所又は行政機関による判決、決定、命令等が存在せず、かつ、これらに関する手続が係属していないこと、並びに、パナホームに関する未公表の重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実をいいます。）が存在しないこと、及び当社においてパナホーム株式の未公表の公開買付け等事実（金融商品取引法第167条第3項に定めるものをいいます。）を認識していないことを前提条件として、平成29年4月28日に本公開買付けを実施いたします。本公開買付けについては、当社が平成29年4月21日付で公表した当社プレスリリース「パナホーム株式会社株券等（証券コード1924）に対する公開買付けの開始及びパナホーム株式会社との株式交換契約の解約に関するお知らせ」並びに今後当社が提出する予定の公開買付開始公告及び公開買付届出書をご参照下さい。